

学会賞及び奨励賞に関する規程

制 定：2009年 4月 11日
最近改正：2024年 3月 17日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の定款第4条に基づき、この規程を定める。

第2条 本会は、以下の賞を設ける。

- (1) 学会賞 …… 本会の諸活動を含む心理臨床学領域で優れた業績をおさめた個人または団体に贈る。
- (2) 奨励賞 …… 本会学会誌に論文が掲載され、心理臨床学の発展に貢献できると認められた若手の個人に贈る。

第3条 当分の間学会賞は、一件につき20万円を、奨励賞は一件につき30万円を、副賞として添え、これを贈る。前記の副賞の額は、源泉税徴収後の額とする。

第4条 学会賞及び奨励賞の候補者審査のための審査委員会を本会に設ける。

- 2 審査委員会は業務執行理事の互選により選出された2名、理事の互選において業務執行理事を除く理事の中から選出された5名によって組織するものとする。審査委員は1年任期とし、いずれも再任（連続した任期での就任）は認めない。
- 3 審査委員長は7名の審査委員の互選によって選出する。但し、必要により業務執行理事のいずれかを審査委員長とすることができるものとする。
- 4 審査委員会は、表彰者を内定し、所定の書式によりこれを理事長に報告する。
- 5 理事長は、審査委員長の報告内容を業務執行理事会及び理事会に諮問し、その承認を得て、表彰者を決定し、定時社員総会で報告する。

第5条 学会賞、奨励賞選定の手順は以下による。

- (1) 学会賞は、本会会員への公募（候補者の推挙）を行い、候補者の推薦を得る。
- (2) 個人の学会賞候補者は、10年以上引き続き本会会員であることとする。団体の候補者はその代表者が10年以上引き続き本会会員であれば可とする。
- (3) 推薦を得た学会賞の候補者について、審査委員会は5名以上が出席する会議により審議し、5分の4以上の賛成により表彰者を内定する。
- (4) 奨励賞の候補者は、審査を行う年度の前5年度に発行された本会学会誌に筆頭著者として2本以上の論文が掲載された者、又は、これに準ずるとして特別に審査委員会が推薦した者のいずれかとする。また、若手を奨励するため、審査を行う年度初め時点で、原則として45歳以下、あるいは、大学院修士修了後10年以内の者かつ3年以上引き続き本会会員である者とする。
- (5) 奨励賞の候補者について、審査委員会は5名以上が出席する会議において、心理臨床学の発展に貢献できるかを基準に学問的見地から十分に合議し、満場一致を原則として表彰者を内定する。なお、表彰者は1名とし、最多でも2名までとする。

第6条 委員会の審議内容は、他に口外してはならない。

第7条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は2009年4月11日より発効する。

附 則

- 1 この規程は2013年4月1日より発効する。

附 則

- 1 この規程は2014年4月26日より発効する。

附 則

- 1 この規程は2017年4月29日より発効する。

附 則

- 1 この規程は2019年3月21日より発効する。
- 2 奨励賞については、2019年3月21日の規程改正後5年の間は、改正前の推薦方法である以下も有効とする。

奨励賞 …… 心理臨床学領域で優れた研究業績をおさめた個人又は研究グループ。

奨励賞候補者は3年以上引き続き本会会員であること。但しグループを候補とする場合は、その3分の2以上の者がこれに該当していれば可とする。

奨励賞においては当分の間、推薦時点より遡り 10 年以内の業績、論文をその対象とする。ただし、それ以前のものでも、特に顕著な業績等が認められるものは、推薦できるものとする。

附 則

1 この規程は 2019 年 10 月 26 日より発効する。

附 則

1 この規程は 2024 年 3 月 17 日より発効する。